

第12回社会的資源あり方検討委員会 議事録

- 1 日 時 平成18年5月17日（水）午前10時から12時まで
- 2 場 所 千葉県庁中庁舎3階第1会議室
- 3 出席委員 柏女委員、川口委員、河原委員、庄司委員、杉宮委員、花崎委員
（欠席）岩楯委員、木ノ内委員、鈴木委員
- 4 内 容

（事務局）

お待たせいたしました、ただいまから第12回社会的資源あり方検討委員会を開催させていただきます。

委員の皆様には御多忙のおり、御出席いただきましてありがとうございます。

本日、木ノ内副委員長及び鈴木委員、御欠席でいらっしゃいます。なお、名簿等には出席となっております岩楯委員ですが、急用のため欠席との御連絡を受けております。御了承のほどお願いいたします。

本日の会議には、傍聴の方が1名いらっしゃっております。入室の許可をしてよろしいでしょうか。

（委員）

よろしいです。

（事務局）

ありがとうございます。ではどうぞ。

（事務局）

それでは、時間も限られておりますので早速議事に移りたいと存じます。議事の進行は、当委員会の委員長であります柏女委員長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

（議長）

みなさんおはようございます。連休も明けて、本格的に本年度の様々な活動が始まっているお忙しいときにお集まりいただき、ありがとうございました。

昨年6月に開始をしたこの「社会的資源あり方検討委員会」も、「基本方向」を出すのは、今日が一応の予定では、最後の検討ということになっております。よくここまで、皆様方の御協力をいただきながら、進めてきたなという感慨がございます。

今日の中で、また御意見も頂戴をいたしまして、ぜひ良いものにブラッシュアップしていければと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、議論に入ります前に、本日配布されております資料の確認と説明について、事務局の方からお願いをしたいと思います。

《資料説明》

（議長）

ありがとうございました。前回の御意見を踏まえ、また、その後委員の方から多くの意見がメール、あるいはファックス等で寄せられておりますので、それらを踏まえて、事務局の方で御修正をいただいた、見え消し版で御説明をいただきました。また、それ

に添付する参考資料として、まだ、若干数字等々は変わる可能性があるという前提つきではありますが、御紹介いただきました。

県としては、多少耳の痛いところもあったわけですが、そのまま包み隠さず私どもの意見として御修正をしていただきました。

それでは、この案に基づきまして、全体を、という形でもやってもいいですが、少し区切りながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞ、今日が場合によっては最後と、そしてまた、もう一度検討しなければいけない状況が生じることがあれば、もう一度31日を予備日としてとってありますので、その日にもう一度行うということで、何が何でも今日まとめなくてはならないということはございませんので、ぜひまたいろいろ御意見を頂戴できればと思います。

後で、表題についても、検討をしたいと思っております。中身の方をまず、固めたいと思っております。その中からそれに見合う表題をつけたいと思っております。

まず、「はじめに」についてはいかがでしょうか。何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。私の方から一つだけですが、やはり、今日の資料説明でもありましたように、社会的養護の体制の定員についても施設定員が全国平均の半分ということなどもございますので、また、県立施設がかなり老朽化しているということも考えますと、やはりここの中で、「改革は待ったなしの状況におかれている」ということを、「はじめに」の最後のところに付け加えて、「早急な改革を望む」、という文言を最後のところに、最後になるのか、前の○との兼ね合いがありますが、そうした文言を盛り込んでおきたいと思うのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。文言は後で考えることにいたしまして、もう、「特に社会的養護の量の整備、質の整備ということについては、待ったなしの状況であり、早急な改革が望まれる、必要である」、という文言を盛り込むということにしたいと思っております。

他には、「はじめに」はよろしいでしょうか。委員どうぞ。

(委員)

全体に関するのですが、委員長と事務局にお任せしますが、できるだけ分かりやすい言葉に、というふうに思います。

「はじめに」の3つ目の○に「喫緊の課題」とありますが、行政でしか使わない言葉であると思っております。後で見直していただければと思います。

(議長)

はい、ありがとうございます。この最後のところで、「県民へのメッセージ」も盛り込んでおりますので、そういう意味では、できるだけ平易な表現を使うことも心がけたいと思います。ありがとうございます。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。委員どうぞ。

(委員)

同じことの問題ですが、「保護を要する児童」を「要保護児童」に変えてるのは、どういう理由でしょうか。ちょっと分からないのですが。最初は「保護を要する児童」となっていたと思っておりますが「要保護児童」に変えてあるのですね。

(事務局)

わたしの方からよろしいでしょうか。

(議長)

はい、お願いします。

(事務局)

それは、単純に「児童」を「子ども」に言い換えていた中で、「保護を要する子ども」とするのに少し違和感があったので、それであれば一つの単語で「要保護児童」にしてしまおうということでしたので、適切な表現があれば、戻すということにかまいません。

(委員)

これは、どうでしょうか。「要保護児童」という言葉は。

(議長)

どうでしょう。他に別の使い方をしているところがありますでしょうか。委員どうぞ。関連して。

(委員)

「被虐待児」は「虐待を受けた子ども」に直っていますね。ですから、その辺はお任せしていいと思いますが、検討していただければ。

(議長)

「社会的養護を必要とする子ども」とかでもいいですか。

(委員)

はい。

(議長)

では、そのような表現に変えさせていただきます。文章がそれで長くなってしまう場合、また、法律用語として使う場合には、「要保護児童」という言葉を使うことが有り得るということで、基本的には「社会的養護を必要とする子ども」ということで対応したいと思います。他にはよろしいでしょうか。

それでは、「現状と課題」ということで、2番のところに移りたいと思います。このことについては、いかがでしょうか。

(委員)

5つ目の○でしょうか。その2行目の「実行性」というのは、効果の「効」、「平成17年の」から始まる文章は「実効性」ではないでしょうか。また、下の方で、「事例が隙間に落ちることのないように」というのは、「制度の隙間に」ということだと思います。

(議長)

「じっこうせい」の「こう」は、効果の「効」ですね。それから「事例が制度の隙間に落ちることのないように」ですね。他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。かなり現状を表しているかな、と思いますが。

それでは、続いて大切なところになります。「めざすべき方向」のところですが、これは、まず、「基本的視点」のところはどうでしょうか。はいどうぞ。お願いします。

(委員)

1つ目の○で、「すべての子どもと子育て家庭の育ち」の「子育て家庭の育ち」が少し分かりにくい。また、3つ目の○で「家族関係調整」とありますが、「そして、家族再統合や社会的自立」というふうになるかなと思いますが。いかがでしょうか。

また、その次の次の○のところでは、「現状に鑑みれば」とありますが、「鑑みる」というのは、意味は分かりますが、行政用語っぽいと思います。

(議長)

今の委員の御意見の「家族再統合」については、他の委員会でも審議が行われていると聞いていますが、「家族再統合」という言葉では差し支えないのでしょうか。

(事務局)

これは、「家族再統合」は、「家族関係支援調整」とさせていただいておりますので、そういうふうに直させていただきたいと思います。

(議長)

わかりました。

(事務局)

それからもう一つよろしいでしょうか。

(議長)

どうぞ。

(事務局)

今の御意見にあった「子育て家庭の育ち」という表現ですが、これは、県の次世代計画で採り上げているフレーズでして、これについては、このまま使わせていただければと思っています。

(議長)

はい、よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。

私から一つなのですが、「基本的視点」の5番目の○の、今、委員の御意見にございましたが、これを一番最初にもってきてほしいという気がします。

「現状から考えれば、社会的養護サービスの量と質の整備を図ることが最も必要とされる」と。その後、「それは、社会的養護を必要としている子どもたちの育ちを保障するために」、先ほどあった「待ったなしの状況である」ということで、記載ができないかと思っています。中学生・高校生が8人部屋で一緒に生活することや、その県立施設の状況、乳児院の状況等も考えますと、それを「待ったなし」の状況として考えなくてはならない。ということで、これを最初に持っていきたい、そして強調をしておきたいと考えております。その他はいかがでしょう。よろしいでしょうか。また、他の御意見のところ、この「基本的視点」というところに、連なることも出ると思います。具体的な施策を検討するにあたって、「基本的視点」のところも出てくると思うので、その際には戻りたいと思います。

4ページの(2)、全体についてですが、「要保護児童」という言葉も少し訂正をするということになるかと思いますが、いかがでしょうか。

私の方から一つですが、5ページの上から2つ目の○ですが、「常勤精神科医の設置」ということを少しもう触れてもいいのではないかと考えますが。その帽章として、国の今後の児童家庭相談の報告書を見ても、常勤医を設置しているところもかなりあり、その併設している機関との精神科医を兼務しているという事例も出ておりますので、ここでは、「兼務をもちろん視野に入れながら、常勤医の設置をめざすべきである」ということで、書き込めればと思います。あながち、そんなに現実性がないということではな

いと思いますので、よろしいでしょうか。ありがとうございます。では、その視点も含めたいと思います。他はいかがでしょうか。

この部分は、前回かなり御意見をいただいたところですので、全て皆様方の御意見を採り上げていただいているでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、続きまして、(3)の6ページから、7・8・9・10ページ、一番大事な部分ですが。(3)がこんなに多いのであれば、一つ独立させてもいいという気がしました。今、見ながらですが。はい、お願いします。

(委員)

ここは少しあるのですが、(3)のタイトルが「社会的養護体制の確立」となっておりますが、社会的養護体制は確立しているはずですよ。そういった意味では、「充実」とか、「整備拡充」といった言葉がいいと思います。また、一番下の○ところで、「社会に出る時点では、平等に」というのは、施設と里親の子どもが平等にということ……大丈夫です。これは書いてありますから、いいです。

アの「里親制度の普及・活用」のところで、最後の○ですが、専門里親への登録を積極的にするだけではなく、「専門里親への研修等の充実も必要」になるだろうと思います。

里親型ファミリーグループホームの最初の○ですが、「里親型ファミリーグループホームは、子どもの養育に望ましい」とありますが、「望ましい面も多いため」とか、これが一番望ましいということではないと思います。

また、「里親への支援と質の向上」の最初のところでは、このままでいいのかもしれませんが、児童相談所に「里親担当専任職員」かな、とこれはちょっと分かりません。

それから、最初の○の「里親委託への取組を強化する必要がある」ということですが、「乳児院等の児童福祉施設」のところに、括弧して「特に家庭支援専門相談員」という言葉を入れたらどうか、と思います。

また、「里親への支援と質の向上」の2つ目の○で「スタッフ」というのが具体的にどういう人かが分かりませんでした。

終わりから2つ目の○で、「中高生の場合は、里親の負担も大きい」とありますが、「心理的・経済的負担も大きい」ということの方がいいかな、と思います。

その上の○で、「里親が親族等に一時的に子どもを預ける」というのは、これは制度的にどういったことなのでしょう。

(議長)

これは、委員からの御意見でしょうか。事務局の方で分かりますか。

(委員)

現実にはあると思うのですが、明記できることかな、というのが少し気になりました。

(事務局)

恐れ入ります、この点につきましては、レスパイト制度そのものを踏まえて表現いたしましたので、今後検討させていただきます。

(議長)

親族は、レスパイトの対象になるのですか。里親はレスパイトの対象になりますよね。里親の親族は、レスパイトの対象としてお金が出るのですか。千葉県では、ちょっと私も分からないのですが。

(事務局)

現実には、今レスパイトは里親間でしかないのが実情ではございますけれども。

(議長)

その、親族、例えばおじさんおばさんや、お姉さんや、里親でないが近所に住んでいる里親のお姉さん、夫婦、そこに子どもを預けたいという場合のことを言っているんだらうと、そのときに事故を起こしてしまったことの保証制度があるのかないのか、レスパイトであればあるはずですが、レスパイトの対象になっているのか、いないのか。そこを確認していただいて、もし、なっていないのであれば、そもそも親族等に一時的に子どもをお願いするというのをレスパイトの対象にしてはどうかと、里親のお姉さん夫婦やお兄さん夫婦にちょっと子どもを見ていただいて、というのは有り得ることですから、レスパイトの対象に入れることを検討すべきだというふうにすればいいかな、と思いました。

(事務局)

ありがとうございました。もう一度、検討いたします。正確を期します。

(議長)

はい、ありがとうございます。委員どうぞ。

(委員)

とりあえず、里親のところはこれだけです。

(議長)

他にはいかがでしょう。10ページまでの全体にわたっていただいても結構ですが。

(委員)

とりあえず、里親のところ整理して、施設はまたたくさんありますので。

(議長)

わかりました。ありがとうございます。他の委員の方はいかがでしょうか。

私から1点ですが、これは細かい話ですが、6ページの(3)の2つ目の○の3行目「国に対して制度の見直しを働きかける」とありますが「里親型ファミリーグループホーム」は制度の創設になりますから「制度の創設や見直しを」というふうに入れた方がいいと思います。

その他いかがでしょうか。よろしいですか。

さきほど委員からの御質問のあった、7ページの「里親への支援と質の向上」の2つ目の○の「スタッフ」については、里親担当専任職員というだけではなくて、それだと行政機関の中の職員になってしまうので、なかなか里親が弱音を吐けないということがあるので、そういうスタッフを民間で養成していった方がいいんじゃないだろうか、という意味合いですが、少し分かりにくいですね。趣旨としてはそういうことだと思いますので、少し修文をできればと思います。

よろしいでしょうか。では、施設の方でございましたらお願いしたいと思いますが。委員、どうぞ。

(委員)

ケア形態の小規模化の最初の○の後に、もう一つ○を作ったらどうかと思います。一つは、小規模化を推進するために、労働分野との調整を行う、最後に国への提言の中で労働基準法の見直しも言いたいと思うのですが、小規模化は、今の労働基準法の下では非常に運営が難しかったり、困難だったり、していますので、その辺の調整をする必要があるのではないかと。

また、1つ目の○に補助制度の充実が求められると書いてあるので、いいのかもしれませんが、2つ目の○では、「建替え整備の促進」とあります。補助制度の具体的なものとして、「宿直手当の増額」などもきっと必要かなと思います。児童養護施設や乳児院で小規模グループケアを行っていますが、夜勤で行うか宿直で行うかということと、週1回の宿直以上はなかなか認められませんが、6人を3人で見たりする場合に、必ず2人、週2回以上泊まる必要が出てくるわけで、その辺のことが今施設で問題になってきていますので。

また、「施設養護の質の向上」のところ、もう一つ○を追加して、文言はまた後で、そちらにお渡ししますが、「児童相談所と連携して、児童自立支援計画を策定するとともに、定期的な見直しにおいては、里親委託の可能性を検討することとする。」と。今、お伺いしたいのですが、施設入所児童については、全員児童自立支援計画を立てていますか。

(委員)

立てています。

(委員)

里親についても、養育計画あるいは児童自立支援計画立てていますか。川崎では、里親にはほとんど児童自立支援計画はたてていないのですね。

(事務局)

現状では、まだ立てていません。これから取り組むということで。

(委員)

施設の子どもには立てているわけですね。

(事務局)

立てています。様式を今、再検討中です。

(委員)

立てていればいいのですが、ここが適当かは分かりませんが、家庭的養護を推進するためには、定期的な見直しの際に里親委託の可能性を、やはり検討してほしいと思います。

それから8ページの「施設の専門性の強化」のところ、ここも一つ○をつけたらいいと思いますが、「子どもの家庭復帰、あるいは括弧して家族再統合に向けた援助プログラムの開発を児童相談所とともに進めるべきである」。以上です。

(議長)

はい、ありがとうございます。里親関係で自立支援計画は、最低基準で立てることになっていますが、ここが十分でなければ、それこそ里親と施設養護の格差是正ということは言えません。格差是正になるのですから、つまり格差を是正することとは、財政的な支援をするということもあるのですが、施設がやることを里親がやっていただく

いうことになりますので、その辺は徹底していくことが必要になるのかな、と思います。

また、家庭復帰に向けた援助プログラムについては、施設側の努力として入れておいて、県としてプログラムを開発するというのは、いっていますので、施設側としてもそうした努力をしてほしい、というふうに両方に書いておくということにしたいと思います。

ありがとうございます。夜勤宿直の制度は、今、東京がかなり小規模化をしていて、そういう問題に直面しているんでしょうか。

(委員)

全国的に、小規模ケアをするときに、労働基準監督署でだめといわれています。ここをクリアしないと進まないと思います。

(議長)

わかりました。それに関連して、委員どうぞ。

(委員)

小規模化に伴うそういう問題というのは、大きな問題ですので、はっきりとどこかに謳っておかなくてはならないと思うのですが、いわゆる労働基準法のことについては、地域ごとの監督官の判断によって、私たちはOKしてもらっているわけですよ。

(委員)

判断がずいぶん地域によって、違いますよね。

(委員)

そうですね。このへんを県単位でできるか国単位でできるか分かりませんが、今後整備していただきたいというのは、今後どうしても必要なことになってくると思います。

また、それに対する、一応基本的な金額は運営費としてくるわけで、その中から宿直も含めたいわゆる職員体制をつくっていくということになっているはずですが、やはり、宿直と捉えるか、勤務として捉えていわゆる時間の中で捉えるかによって、額が変わってきたりして、職員の意識とか、そういう問題も大きな問題ですね。その整備も必要になってくると思いますので、小規模化については、進めるための資金的な援助とともに、意識の問題や制度の問題の中に職員のあり方の問題も入れていかなければいけないかな、と思います。

(議長)

分かりました。そのように総合的課題が多いということで、検討が必要という書きぶりしておきたいと思います。他にはいかがでしょうか。どうぞ。

(委員)

とても、私たちの意見をきちんと採り入れて、丁寧に採り入れてくださったので、いうことはあまりないのですが、里親の開拓のところでは、まだもう少し強調する文章が必要かなと思ったりしています。最初の「普及・活用」のところ、「高校や大学などの学校教育の場での普及や、社会全体で子どもを育てる意識の醸成に取り組む必要がある」という記載のとおりですが、ちょっと弱いかないというふうに思うんですね。もっと具体的に、社会全体での子育ての意識を醸成するために、何か例えば、キャンペーンを組むとか、年間の、いわゆる里親月間がありますが、もっとそういったものを作って強調していくとか、一般県民に里親を意識してもらおうような機会をつくっていくという

ことも含めた取組が必要なんだということで、もうちょっとここを強化するといいいかなと思っています。

専門里親が増えていかないということで、学校の先生や施設の職員、退職職員とか、保育士とかいろいろと子どもに関わった体験のある方をというふうに、もちろん国からも言われていますが、その辺への広報がぜんぜんなされていないというのがあると思います。ですから、学校の退職職員の方も知らないから受けられないというのがありますので、もう少しそういうところへの広報が必要であったり、積極的に進めるための政策というのをもう少し立てないと、ここに書いてだけで終わってしまうような気がするんですね。

ですから、全国に先駆けて千葉県は、いわゆる里親の開拓のためにこういうことをしているという、そういうものがあることによって、かなりいい効果があるかな、と思っておりますので、その辺を具体的に取組むという文言を入れていただけたらいいかな、と思います。

施設と里親ということについては、以前からいろいろいわれていることですが、全国的にいいますと、いわゆる施設が里親をサポートしたり、あるいは指導していかなくてはいけないという立場、今のままではそうかもしれませんが、意識の中では、やはり里親と施設の有り様というのは、それぞれ長短があるわけで、その長短を補っていくという連携の仕方というふうに考えていく必要があるだと思います。里親ももう少し専門性を増やさなくてはいけないのですが、施設側も専門性を増やすことによって、お互いの長短を補い合うという意味での協力体制をつくるという書き方がいいのかな、と思います。

(議長)

はい、ありがとうございます。

「里親制度の普及・活用」の1つ目の○のところ、少し具体的な、今、委員がおっしゃったことなどを入れながら、少し加筆をしていただきたいと思います。

それから、今の、後者の方はどこに入りますか。施設と里親の連携の話は。

(委員)

7ページの下から2つ目の○です。「施設と里親が相互に連携し、施設は専門性やノウハウを高めるとともに、里親をサポートしていくことも必要である。」というふうに書いてあるんですが、これでいいんですが、ただ、意識の中にそういうようなものを盛り込んでおかないと、だんだんこのことが拡充、といいますかきちんと整理されるようになってくると、そこに問題が行き着くようになると思うんですね。

(議長)

逆に、施設のところに、「里親が施設を支援する」ということを入れたらどうですか。それは入っていないのですかね。

(委員)

両方が支援し合う体制が必要と思います。

(議長)

例えば、施設の子どもたち、大舎の子どもを夏に里親がふるさとで受託するとか、というのは里親が施設を支援することになりますよね。両方にそれを入れておくということではいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(議長)

それでは、それはどこかにありましたでしょうか。

「施設の地域化、地域における連携」か、エのところ、どちらかにそのことを入れていただく、ということによろしいでしょうか。はい。他にはいかがでしょうか。はい、お願いします。

(委員)

県立乳児院のところで出てくることですが、多分、もっと一般的に「里親制度の普及・活用」としていかせるのではないかと思うのが、13ページの、「乳児院の本体機能について」の下から2つ目の○ですが、「里親への委託の促進のための積極的に連携を図っていく」、というのは一般論としてもいえることで、ただ、これを「里親制度の普及・活用」の方に入っているのかどうか、まだ見ていないですが、それと関係して、養子縁組のことが出ていないですね。委員長にお伺いしたいのですが、養子縁組も社会的養護の中の家庭的養護に含まれるのかどうか、ということですよ。また、実態的には、とても養子縁組というのは重要ですよ。ですから、里親への委託促進のためにも、というのがありますので、その文章の続きのところにも可能な場合には養子縁組の促進ということも触れていただけるといいのかなと、思います。

(議長)

私自身は、子どもにとって、パーマネンシーというか、法的安定的な家庭を、家族を与えるという意味では、きわめて保守的な視点を持っていると思っていますので特別養子縁組などは、まさに要保護児童だけが対象ですから、そういう意味では、養子縁組も社会的資源の一つとして視野に入れていくというのは、大切なことであると思っています。そういう意味では、今委員がおっしゃった養子縁組ということについては、入れておかなければいけないことではないかと思えます。よろしいでしょうか。委員どうぞ。

(委員)

全くそのとおりで、養子縁組が子どもの利益にかなうというのは、異論は全くないのですが、今の、里親を普及していく段階の中に養子縁組という言葉を入れてしまいますと、里親が育たない原因の中の一つの要因としてのいわゆる養子縁組、自分のための養子縁組とか、いわゆる福祉にかなうものではない養子縁組という言葉だけが普及している、そういう状況の中ですので、使い方を考えないと、また、混乱してしまう可能性があるということだけは、難しいと思えますが。

(議長)

分かりました。では、独立させましょう。里親は里親のことで書き分けて、そして、養子縁組を別に入れるという形にして、13ページの乳児院の「本体機能」のところの下から2つ目の文言はこのままで、それから、関連がどうか分かりませんが7ページのところに足し、そして、そのどこでしょうか、場合によっては、8ページの最後の○の次に、イの前に、適切な養子縁組、「養子縁組に対する適切な支援」、というような意味合いでしょうか。そして、この辺は、児童相談所の方でもやっている、養子縁組の支援は児童相談所でもやるわけですから、「養子縁組に対する適切な支援という形で、養子縁組の意義として、要保護児童にパーマネンシー保証はシステムとして、非常に

大事だということ、それから、その子たちの委託された縁組前の支援とか、そうしたことをきちんと行う必要がある」というスタイルでよろしいでしょうか。では、そうしたことで、文言は、また相談させていただくこととして、それを入れさせていただきたいと思います。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

よろしければ、次の11ページから、県立施設というところに移りたいと思いますが、ここは一括していきたいと思います。11ページで私から一つだけですが、乳児院のところ、最初の○ですが、全体には早急に建替えと書いてありますので、「早急に建替え等の検討が必要である」、とさせていただきたいと思います。生実学校もそうですね、「建替え等の検討が必要」となっていますが、ここも「早急に検討が必要」ということで、富浦学園は入っていますので、ここは平仄（ひょうそく）をあわせることにしたいと思います。他にいかがでしょうか。どうぞ、お願いします。

(委員)

11ページ、乳児院の2つ目の○ですが、「愛着関係の形成が非常に重要である」とありますが、今、乳児院は担当制をとっていますか。

(事務局)

とっています。

(委員)

「非常に重要であり、担当制をとっているが、生活は集团的ケアが中心である」、というふうに、一言、断った方が誤解を受けないかなと、思います。

また、どの施設も子ども一人当たりの経費が入っていて、これはすごいな、と思います。ただ、これだけあからさまにしているのかな、という感じもするし、その必要こそあるという感じもあると思います。

それから、12ページでしょうか。乳児院についてで、イの「本体機能」のところ、「虐待を受けた子どもや虚弱児」となっていますが、乳児院には病児もいますので、「病虚弱児」といういい方をとることが多いです。

後は、富浦学園でアの「基本的なあり方」のところ、その2行目、最初の○の2行目で、「県立施設としての存在意義は認めざるを得ないが」、とありますが、これは「認められるが」というくらいでよろしいのではないかと思います。以上です。

(議長)

この2行目は、今、気がつきましたが、これはどうして入ったのでしょうか。つまり、100名定員のような大きな施設が、まだ定員が少ない我が県においては、必要であるということが入ったのでしたでしょうか。これはどうして入ったのでしたでしょうか。

(事務局)

かなり以前から入っているような気がします。

(委員)

県立施設でしか受けられない、被虐待児等の困難な児童ことを言っていると思います。

(議長)

その話はありましたね。それで2つ目の○がでてきて、まさに県立施設でしか受けられない子どもがいるとすれば、それは○の2つ目の方で、残していけばいいのではないかという話になったかなという、記憶はしています。

はっきりしなければ、削除していただいても大きな問題はないですね。ちょっと、議事録の方を後で見ていただいて、特に大きなことをいっているわけではないので、削除できるならば、削除してもいいかなという感じはいたします。はい、ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

また、委員から少し御意見がありました。県立施設の子ども一人当たりの経費というのは、もう、ここで出していて、当然もうホームページにはこれまでの議事録で出ていますので、それを文章に入れたというだけの話だけですので、大きな問題ではないと思います。ただ、額がなぜそうなっているのかという論議を引き起こしていくというのは大事なことではないかと思えます。それが、県立施設の経費を下げるという形にいかないで、民間の施設のレベルを上げるという形で、なぜこういうふうになっているかという、いろいろな要因がありますが、一つは長期に勤務ができるという就労環境が県立の場合は充実しているという人件費の問題ですね。人の配置自体が多いかということ、多いところもあるし、多くないところもあるということで、なぜ経費が高いのか、継続して就労できる環境が、県の場合は公務員だからあると、民間の場合はすぐにやめなければならないという状況があると、いうことを考えれば、民間でも必要な人材は、長期的に就労ができるような、そういう経費の増を考えていくことが必要だといったようなことで、少しこの辺は、どうあったらいいのかということ、論議する一つの素材として提供を、論議の喚起ということができれば、というふうに思っています。これをきっかけにいろんな論議ができればいいなと思っております。委員どうぞ。

(委員)

費用の関係については、今日配られた参考資料、資料の2で、施設の費用は出ていますが、31ページ、里親制度のところ、里親への費用についても示しておくのかなと思えます。特に、県の加算があるのか、どれくらいあるのかということも含めて。

(議長)

それでは、資料のところ、並びで県の場合における里親の子ども一人当たりの費用というのが、概算でできましたらお願いをしたいと思います。他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

「国への提言・要望」、「県民へのメッセージ」、そちらに移りたいですが、よろしいでしょうか。それでは、15ページ、16ページ、ここについてはいかがでしょうか。委員どうぞ。

(委員)

「国への提言・要望」で、先ほど言いましたが、施設の小規模化をすると、労働基準法との兼ね合いがでてくると思いますが、例えば、その見直しなど、福祉業務の場合の要件緩和のようなもの、ちょっとその辺が詳しくないのですが、ここでも議論していなかったと思いますが、その辺を入れることについては、ちょっとどうなのかな、ということをお諮りしたいと思います。

(議長)

いかがでしょうか。明確にこの問題について一つを改善せよということはなかなか難しいかもしれませんが、先ほどおっしゃったように総合的に、「小規模化を進めていくに当たって、施設の職員の、従事者の就労条件のあり方等々について総合的に検討すべきである」、というような書きぶりであれば、国への要望という形でも出せるのではないかと思えます。委員どうぞ。

(委員)

そうしましたら、今のことですが、○の1つ目の最後の行で、「職員の配置基準の見直しを行うこと」とありますが、「職員の配置基準の見直しとそれに伴う法的整備を行う又は考える」ということを入れてはいかがでしょうか。案として。

(議長)

ここに入れるというのは、一つの案ですね。就労条件とか労働条件とかですね。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。事務局どうぞ。

(事務局)

今、労働基準法関係でいろいろ御意見出ていますが、「現状・課題」にその辺について問題点は、提起なされていないですね、その辺の整理をしなければいけない。そもそも労働基準法に問題があるのか、就業形態に問題があるのか、制度のあり方に問題があるのかという問題点をはっきりさせていかなければいけないと思っています。

(議長)

そのところは、おっしゃるとおりだと思いますが。

(委員)

そのとおりだと思いますが、具体的には委員がさきほどおっしゃったように、宿直の件についても、地域によっても違うとか担当官によって考え方が違って、本来的にはいけないといわれていますが、いいでしょうということで、うちなんかは判をもらっているわけです。そういうところの整備とか、どうしても機能が小さくなってくると勤務時間が長くなりますので、労働基準法にあるように週休2日で1日8時間の勤務の中でやることが可能かどうかというのはあります。そこは、それにあわせて、実態とは違うので、実態に合うような形にしていくとか、今はお茶を濁しているようなところがあるのですが、そこをはっきりしないとやりにくいということがあると思います。勤務表を2つ作らなくてはならない、例えば監査用の勤務表とか、そういうことになると困りますので、その辺のことがいま具体的に言えばそんなこともあるのかな、と思います。

(議長)

このところどうでしょうか。

(委員)

今まであまり、議論してこなかった点です。

(議長)

どうでしょうかね。はい、大事な点であることは間違いありませんが、少しきちんと整理するには時間が足りない気がしますので、漠然と触れておくというやり方と、触れないというやり方と2つあると思いますが、どうしたらよろしいでしょうか。小規模ケアを進めていくというところについては、これはもう合意を得ているわけですが、それに付随する条件ですね、これを進めていくための検討ということで、経済的な支援の問題については触れていますので、簡潔に、「小規模ケアを進めるための経済的支援の問題と、就労条件の整備」、そういう書き方にしておいてもよろしいでしょうか。

大切なことであるというのは認識した上で、ただ、十分に検討されていないので、

「経済的支援と就労条件の整備」ということで書いておいて、現状のところも・・・、現状のところはいいわけですね。小規模化を目指すというところで、それを踏まえて書いていくということですから、今、すぐにどこというのは言えないのですが。

(事務局)

委員長、よろしいでしょうか。

(議長)

はい。

(事務局)

これについては、事務局の方で状況の把握と、法的な方向性について、確認をさせていただいた上で、記述内容については、また、御相談させていただきたいということで、処理していきたい、ということよろしいでしょうか。

(議長)

分かりました。そのような形で事務局の方で、今分かりうる範囲のところを精査していただいた上で、書きぶりについては、また御意見を頂戴しますので、ペーパーを頂戴しますので、それで皆様方に見ていただくということよろしいでしょうか。それでは、それで進めたいと思います。

15ページ、16ページのところはいかがでしょうか。

(事務局)

委員長、よろしいでしょうか。

(議長)

どうぞ。

(事務局)

「県民へのメッセージ」という項目がありますが、私どもの内部でも議論がありまして、「県民へのメッセージ」の扱いについて、県から県民に働きかけるということと、審議会としてメッセージを出すということと、いろいろあると思うのですが、この場合は、県の方に出すものでありましようから、「県民へのメッセージ」というのは、県が県民へこういうような形をしていったらいいか、という形で書かれているのではないか、ということで私どもは理解していますが、その場合に「県民へのメッセージと」という表記でいいのかどうか、「県民へのメッセージ」の後で括弧して、何か入れた方がいいのか、この辺の表記について県の内部でも議論があったところであり、一応話をさせていただきます。

(議長)

ここは、今事務局のおっしゃった方向ではなくて、県への報告ではあるけれども、同時に県民に向けてのメッセージでもあるということで、県がそうすべきだということを行っているわけではない、書きぶりもそういう形になっています。審議会として、この委員会として県民に対してメッセージを発するという意味合いということになります。そういう意味では、ここの部分を、本体に入れるというやり方もあるでしょうし、本体からはずして、我々の委員会としての付帯事項として、県民に対してメッセージを出すというやり方の2つの方法があると思います。次世代育成支援行動計画などでも、この

手法を何度かとったことがあります。次世代育成支援行動計画の協議会の委員をしていたときに、協議会として報告は市や県に出すと、そうでなく、県民に向けてのメッセージを発しようとしたわけですが、それを今は中に入れていたわけですね。これを扱いをどうするか、ということで、事務局の方で、県の方で少し議論があったということでしょうが、どのようにしたらよろしいでしょうか。ですから、ここは、「ですます体」ですね。つまり私たちが、委員として、県民に訴えているということで、この中には、例の虐待防止の、児童虐待死亡ゼロの中で議論になったことなども含めさせていただいておりますけれども、この扱いについてはいかがでしょうか。中に入れてもおかしくはないですね。その県民へのメッセージのところの最初の〇のところ、この報告では、この報告というのは県への報告ですが、報告では、県民一人ひとりに対して以下のようなメッセージを発して、御協力をお願いしたいと願うということで、これは明確に県に対して要望しているわけではないということは、文章の中からも読み取れるのではないかと思います。

委員の方と事務局の両方に御意見を頂戴したいと思います。特に、16ページの最後の〇ですね、おかしいと思ったら迷わず通告をの2つ目の〇は、委員が児童虐待死亡ゼロの委員会の審議の時に、ずっとおっしゃっていたことで、子どもの命を守るためには、県民の方もプライバシーや子どもを養育する権利がもしかしたら制限される場もあるということ、御理解いただきたいということ、私たちは発信していかなければならないということで、そうした議論も踏まえながら書かせていただいておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、委員どうぞ。

(委員)

県民へのメッセージは、審議会からのメッセージで、これはこれでいいと思いますが、「国への提言・要望」の中で、県も県民への何らかの広報活動ということで、項目を入れることが必要という気がしました。上のⅢの国への提言・・・これは、県ではなくて国へ、ですので、失言ですこれは。ですから、どこかで・・・。県から県民へのメッセージもどこかで必要だということ、これを述べることも。

(議長)

そこは、細かくは入っているんですね。里親のところ、里親の啓発を県はやるべきだなどということは、入っているんです。

(委員)

ただ、保護を要する児童というのは、県内にこれだけいて、こういう思いで生活しているということ、もっと県民一人ひとりに知ってもらおうという行為が、県の方からも必要と思いますが、各項目に入っているくらいでよろしいでしょうか。

(議長)

もし、そうでしたら「おわりに」に入れたらいいと思いますね。

(委員)

そうですね。わたしは、どこにというよりは、どこかに入れていただければと思います。

(議長)

基本方向について周知するというのがありますから、ここの2つ目〇のところですね、「社会的養護を必要としている子どもたちの生活の実態も含め」というような形で

「現状と、本報告書の基本方向などについて、周知する」という書きぶりにしていくことは可能だと思います。よろしいでしょうか。事務局の方、よろしいでしょうか。県民へのメッセージを、私たちの県民に対する意見ということで出すということですが。

(事務局)

この委員会の中で、こういう方向だということで、私、今、理解しましたが、先ほど申し上げましたように、県民への県からの働きかけとか、そういったことについて、位置づけが最終的になされていくようなやり方もあるのではないかと、県からもこういう形で県民に働きかけていくという項目が、今は、「基本方向」の中では、県民へのメッセージで一つ項目があるのですが、最終的な中では、県としての取組と審議会の方から、こういう形で、という形で、そういう内容が中身として「おわりに」でも入っていただければ分かり易くしていただければいいのではないかな、と思います。

(議長)

そうしますと、この県民へのメッセージを、県としても周知を、啓発をしていただきたいという書きぶりをしてよろしいということなんですか。

(事務局)

わたしが理解したのは、県民運動的な形で、今後活動していくべきだという方向性をここでいただいているのかな、というふうに理解していたんですね。

(議長)

そうです。

(事務局)

そういう方向を行政としても、それを主導的な立場でやっていくべきだという思いが、この項で伝えていただいているのかな、というふうに思っておりましたので、そういうのが必要ではないかな、というふうに思っておりました。

(議長)

それを、県としてそのように受け止めていただけるのであれば、その方がありがたいと思います。この県民へのメッセージには価値観が入っていますので、価値観が入ったものを行政機関が啓発するのが、どういうことかな、といった遠慮があったものですから、こういう書き方にしたのですが、もし、ここに書かれたことが適切だということで、県の方に県民への周知等を図っていただけるのであれば、わたくしどもだけがいうよりも、県の方も対応していただけるのであれば、ありがたいので、それであれば、そのような書きぶりにしていただきたいと思います。

(事務局)

今月末を目途としまして、事務局の方で再度考えさせていただきたいと思いますので、また、御意見等いただきたいと思います。

(議長)

私どもとしては、そういうふうにしていただくことを願うということで、扱いは事務局におまかせするというので、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

「おわりに」、のところですが、1点だけ、くどいようですが、もう一度ここに「社会的養護の体制というのは、量と質の整備は待ったなしだ、早急にできることから実施を

して行ってほしい」、ということ、くどいようですが、もう一度ここに入れておきたいと思えます。はい、よろしいでしょうか。

それから、資料について、何かお気づきの点、先ほど一つありましたが、修正を、里親の費用について入れてほしいという御意見がございましたが。委員どうぞ。

(委員)

単なる言葉の問題ですが、参考資料の目次ですよね、社会的養護の「ようご」の字が違う。

(議長)

ありがとうございます。こういうのは、当事者はなかなか気がつかないものですから、とても助かります。よろしいでしょうか。

一つ、大切なのは、表題ですね。表題をどうするかということですが、例えば虐待の問題のときは、「児童虐待死亡ゼロに向けて」として、虐待の委員会報告ということにしたわけですが、ここについては、何か訴えかけるようなキャッチコピーがありましたら、ぜひそれを主題にして、それを千葉県における社会的資源のあり方に関する基本・・・「的」はいらないですね「基本方向」を副題につけたらどうかと思えますので、何かいい御意見がありましたら。

今ここですぐにとっても案が出ないかもしれませんので、ぜひこれは宿題にして、ぜひやってください。例えば、こんなようなイメージです。「全ての子どもが健やかに育つために」というイメージです。何かいい案がありましたら、ぜひお寄せいただきたいと思えます。

これは、下にありますように、千葉県の社会的資源のあり方検討委員会の報告になりますので、皆様からいい題をいただければと思えます。これが、千葉県における社会的資源、特に社会的養護に焦点をあてた社会的資源のあり方についてのグランドデザインという形になり、それから、この報告、基本的な考え方を受けて、詳細をつめていき、できることから来年度の事業には反映をさせていくことになりますので、極めて大切な意見ということになりますので、ぜひ、また、最終的なチェックもお願いできればと思えます。

今のお話を伺っていますと、もう、次回は、もちろん修正したものを皆様方のところにお送りをして、再度御意見を頂戴して、後は、文言については、委員長の方に一任をさせていただくということで、31日の開催はしないということでもよろしいでしょうか。よろしいですか。それでは、ありがとうございます。そのような形にさせていただきました、今日の御意見をふまえ、事務局の方で小規模化に伴う労働条件等々について、少し精査してみると、県民へのメッセージの扱いについて検討してみるという話も頂戴しておりますので、そういったことを踏まえまして、もう一度皆様に修正版をお送りする、そして、恐縮ですが、余り時間を置かずに御意見を頂戴して、そのうえで、6月の6日に出していくということにしたいと思えます。よろしいでしょうか。御了解ということでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、今後のスケジュールということで、事務局の方から御説明をお願いしたいと思えます。

(事務局)

資料の4をご覧くださいと思います。

この委員会のスケジュール案ということで、お示しさせていただいておりますが、今、議長から御説明ございましたように、今日御意見いただいた内容を、事務局でまたいろいろ調整させていただきまして、また、委員の方々にメールなり、送付させていただき

て、調整をさせていただきたいと思います。

また、欠席委員の方にもこれについてはお話をさせていただきたいと思います。

次ですが、6月6日に社会的養護検討部会の開催をお願いしておりまして、ここで、今回の「基本方向」ということでなるということでございますので、「的」をとっていただくことになると思いますけれども、報告をして、了承をしていただくということです。

その後、6月16日に次世代の関係の育成支援対策を推進する千葉県民会議を開催いたしまして、今回の社会的資源のあり方の基本方向について報告をいただくような形で進めていきたいと思っています。

内容については、パブリックコメントを県民会議の後に実施いたしまして、約1ヶ月くらい県民から意見をいただきたいというふうに思っています。それらの意見を踏まえて7月以降、意見をまとめた後になると思いますが、関係機関からの実情調査なり意見聴取、先日委員の方から、意見交換の会議を開きたいとおっしゃっていただきましたが、そのような場を設けて意見を聴取していただきたいと思っています。

後は、やり方として、ここに起草委員会と書いてありますが、全員がお集まりになるという方法もあるとは思いますが、何人かの方で、いろんな事柄について詰めていただくような体制をお考えいただくような形で進めていくような形でいかかな、と思っています。それを、だいたい2月くらいまで重ねまして、最終とりまとめをいたしまして、最後また3月に社会的養護検討部会で報告して、最終的にこれが審議会、社会福祉審議会の県への答申というふうになります。3月中に答申をしていただくような形をスケジュールとしては考えています。

ですから、内容を、今回「基本方向」ということで、出された内容について、例えば「検討する」というような文言など、いろいろ入っているものについて、関係機関などとの調整の中で、そういったものをさらに進化していくような形をしていくということ、というようなことを事務局は理解しておりますので、こういうような形でスケジュールとしては考えております。

(議長)

ありがとうございます。今後のスケジュールについて、今、事務局から説明がございましたが、何かございますでしょうか。はい、委員どうぞ。

(委員)

分かりましたけれども、パブリックコメントの実施というのは、具体的にはどのように考えているのかな、と思います。

(議長)

どうでしょうか。

(事務局)

県のホームページに掲載させていただきまして、意見の方を事務局の方にいただくと、意見についてはまとめまして、委員会に報告させていただいて、内容について採り上げられるものについては、御検討いただくということになるかと思っています。

(議長)

よろしいでしょうか。パブコメと同時に、これを周知する会を開いて、そこで意見を聴取するというのは、特に、今のところは考えていないですね。虐待の死亡ゼロについては、11月にそれをやりましたね。大会をやって、報告会のようなものを開いて、そこでいろんな御意見をいただいて、それもパブコメの一つとして、その結果を御意見

もお返しするということではいたしません、制度上のパブコメではございませんでしたが、いろんな御意見を伺う場をつくったわけですが、そういったことは特にこれでは考えていないのです。もし、あれでしたら、考えていただければ嬉しいなと思います。

(事務局)

それにあたるのが、16日の千葉県民会議、各委員さん、柏女先生もメンバーに入れていると思いますが、各団体の方々が入っていただいているということであるというふうに思っております。

(議長)

はい、それはそうですが、また、できれば県民の方々の御意見を広く周知し、そして御意見を拾い上げるような、そんな場をあわせて御検討いただけると嬉しいかな、というふうに個人的には思っています。他にはいかがでしょうか。はい、委員どうぞ。

(委員)

県からというよりも、例えば私たちの児童養護施設協議会とか、そういうところで検討を、ホームページに掲載し、また、県民会議はあっても、そこに顔を出さない方もあれば、ホームページを見ない方もあるので、私たちの会議で検討することはどうでしょうか、かまわないでしょうか。

(事務局)

はい、よろしいでしょうか。千葉県の児童養護施設協議会、そういったところで御検討いただくということは、非常にありがたいことだと思いますので、そういった場面やこちらで考えられるようなことを、御提案がありましたら検討していきたいと思っております。

(議長)

よろしいでしょうか。また、報告書自体は長いので概要版をまた、県の方に、事務局の方につくっていただいて、普及版といいますか、そういうものをつくっていただいて、各方面にそれぞれの皆様方の関係の団体に周知をしていただくということもあるかと思っておりますので、それもよろしく願いいたします。委員どうぞ。

(委員)

わたし、途中参加で、いただいた資料に全部目を通してはいるわけではないので、話を引き戻してしまうことになるかもしれませんが、表題を考える上でも教えていただきたいのですが、「千葉県における社会的資源のあり方について」という題名、それから、委員会の名称「社会的資源あり方検討委員会」というのは、この報告先である「社会的養護検討部会」よりも上位概念といいますか、広い範囲を意味しているのではないかと、老人福祉でもあるはずですし、障害者福祉でも「社会的資源」がある。そうすると、ここに限定をつけないと、枠をつけない社会的資源のあり方というのは、老人から病院から学校からみんな含めて、という形になっているのではないかと思うのですが、これは、了解の上でこういうことになっているということでしょうか。

(事務局)

社会福祉審議会の中に、社会的養護検討部会の設置をお願いをしまして、その中に、研究会を今4つ運営されております。社会的資源のあり方検討委員会は、どういうこと

を検討していくかということについては、家庭的養護と施設養護のあり方、そして児童のケアについて検討していきましょうというのが基本でございます。そういう検討の中でそれについて検討していくために設置をされたということでございます。名称については、社会的資源のあり方検討委員会ということで委員会は設置されたところでございます。

(議長)

曲折あって、前から、社会的資源という言い方はおかしいのではないかという意見はありましたが、そういう委員会の名称になったわけですので、参考資料の39ページに社会的資源の定義と社会的養護の定義を入れるということで、入れているわけですね。39ページのところで、社会的資源というものについて、一度整理をし、そして、社会的養護を充実していくため、そこを中心とした社会的資源のあり方について、ここでは検討するという形で整理をしたわけですね。そこで、こういうような書き方になっているということでございますが、よろしいでしょうか。

(委員)

はい。分かりました。

(議長)

ありがとうございます。その他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この方向でまとめさせていただきたいと思っております。6月の6日に部会の方に御報告をさせていただくと、検討委員会の報告として公表するということになりますので、社会的養護部会が発表するわけではありませんので、報告という形になるかもしれませんが、そこでいろんな御意見を頂戴して、最もだということについては、やはり修正が入る可能性があると思っておりますが、この時は、委員の方には御出席をお願いしたいと思っております。それでは、それ以外のことにつきまして、委員の方から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。はい、それでは、無いようでございますので、以上で今日の議事を終了させていただきたいと思っております。皆様方には御協力をたまわりまして、本当にありがとうございました。

(事務局)

それでは、ありがとうございました。再度事務局の方から、次回の部会の関係等について、申し上げさせていただきます。先ほどからお話にありますように、6月6日の火曜日社会的養護検討部会、6月16日の金曜日、次世代育成支援対策を推進する千葉県民会議を開催しまして報告をする予定でございます。委員の皆様におかれましては、6月6日の10時から社会的養護検討部会をこの会場で開催しますので、御出席をしていただきますよう、お願いいたします。

また、先ほどのお話にもありましたが、今日の御議論等を踏まえまして、また、基本方向を修正しまして、再度委員のみなさまにお示しをいたしたいと思っております。その際、また期限を区切りまして、ちょっと、期限がまたないかもしれませんが、御協力をたまわりたいと思っております。以上でございます。

それでは、長時間にわたりまして、ご熱心な御議論をいただきまして、ありがとうございます。これをもちまして、第12回の委員会は閉会させていただきます。委員の皆様ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。